

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

---

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R6防災 徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）の衛星系通信システムを更新する工事である。</p> <p>本工事で構築するシステムは24時間運用する防災用の通信システムであり、更新する衛星系通信システムにはヘリサットシステム、映像集配信装置、防災交換機、気象情報配信やJ-ALERT等、防災用の各システムが連携して稼働しているため、各システムの停止をできるだけ回避し確実に連携するように努める必要がある。</p> <p>また、本工事では複数の衛星通信サービスを多数の県内各拠点に整備することから工程や部品調達納期を管理し、発注者及び各通信事業者と連携して円滑に更新工事を進める必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 既設システムとの連携を円滑かつ確実にを行うための方法</li><li>② 円滑な更新工事を行うための方法</li></ol>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R6防災 徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>本工事は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）の衛星系通信システムを更新する工事である。</p> <p>本工事は、各庁舎屋上等での空中線や通信機器の撤去、設置・調整及び配管・配線工事を伴うが、施工場所は高所であるとともに既設空中線や空調室外機、太陽光発電パネル及び各種配管等の庁舎付帯設備が設置されている場合が多く、制約がある限られたスペースでの施工となることから、資機材の搬出入や運搬には十分な配慮が求められる。</p> <p>また、庁舎屋上等での高所作業を多く伴うことから、作業員の安全確保が必要となる。これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 資機材の搬出入や運搬時に既設庁舎付帯設備に影響を与えないための留意事項</li><li>② 作業者の安全確保の方法</li></ul>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。





### ＜記述上の留意点＞

共同企業体名： \_\_\_\_\_

## 簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「○○○○」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。</p> <p>① ○○・・・                  ② △△・・・                  ③ ■■・・・                  ④ ××・・・</p> <p>※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の<b>文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。</b></p> <p>なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。</p> <p>また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <p>① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合                  ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合                  ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合                  ④ A4版でない場合                  ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合</p> <p>注1：手書きの場合も同様とする。                  注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。                  注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。                  注4：空白行は、行数に含めない。                  注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。